

宮城県唯一の地域密着報道誌

# 月刊 パロス

『パロス』とはラテン語で『燈台』の意味です。

2004 - 4月号 (第13号)

---

「緊急経済産業再生戦略」 浅野知事の「策謀」

「実効なき事業」を打ち上げた知事の思惑とは？

---

怒れ！建設業者

経営を蝕む「宮城方式入札制度」の矛盾

過当競争・ダンピングの横行・品質劣化の弊害が

---

藤井黎・仙台市長インタビュー

『就任10年、我れかく戦えり』

---

ベガルタ仙台「惨敗」の原因

レベル低く、戦術ミスも

---

女川町長 vs 浅野知事

「核燃料税分配論争」の正否

県のウヤムヤ回答に地元自治体が反発！

---

またも発覚！

町の財源を食い潰す迫町長の「支離滅裂」

土地区画整理事業用地を高値で取得し、安値で売る損失行為

---

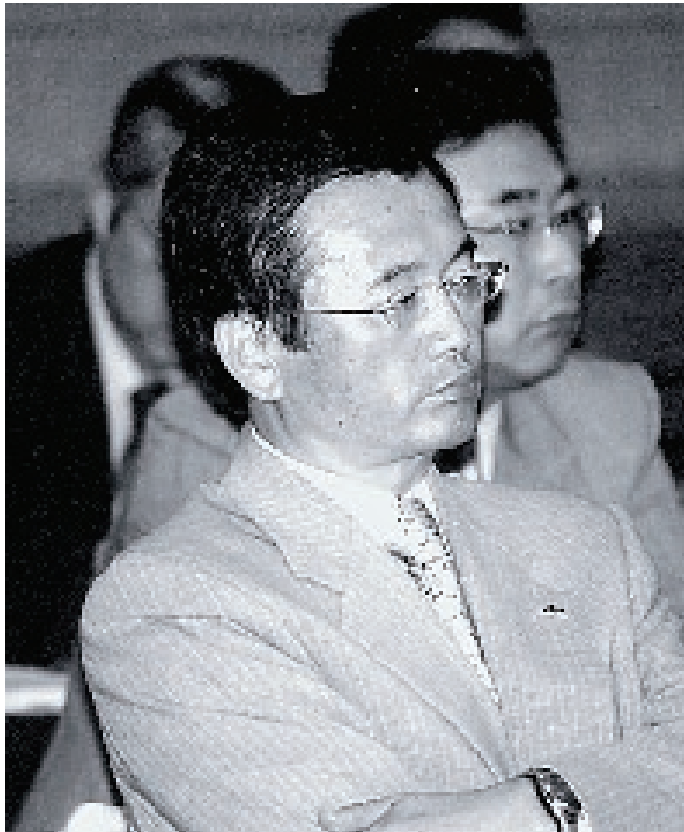
燈台舎

# 「緊急経済産業再生戦略」

## 浅野知事の「策謀」

「実効なき事業」をぶち上げた知事の思惑とは？

緊急経済産業再生戦略に伴う職員給与削減条例は、県議会で可決・承認された。知事はなぜ唐突に再生戦略をぶち上げたのか。なぜ給与カットにこだわったのか。そこには策謀が見える。



それも3カ年度（実質は2カ年度しかない）という短期間で経済再生・産業振興ができるはずもない。恐らく「戦略事業終了予定時には「まだ成果が表れていない」「ここで止めたのではこれまでの資本投下が無駄になる」との判断から（その時点で止めたのでは、トップダウンで主導した浅野史郎知事の実行責任が問われ兼ねない）、その後も継続事業としてずるずると行なわれるに違いない。その結果、さらに事業予算を充

てはじめて経済の活性・産業振興が図られるものだ。知事が言うところの「挙県一致体制」とはそういうことになる。ところが、県は企業や県民に何ら働きかけていないし、その手段も見い出していない。

### 議会の見識が問われた給与削減条例

そもそも再生戦略は「緊急性・実効性」を掲げてはいるが、その事業の本身は緊急性にはほど遠く、通常の県事業の範疇でしかない。実効性についても疑問符がつく。どういう効果が出るのか、県はそのシミュレーションを作成しておらず（恐らく作成できないのだろう）、雇用創出数など提示された各数値は単なる願望に過ぎない。

しかも肝心なことは、再生戦略は県の事業施策に企業・県民が呼応し

しない。また、県庁幹部が県内企業に対して説明・働きかけをしている



「県庁一丸」どころか、今や職員と知事は対立関係にある

という情報も伝わっていない。県は単に事業プランを「作文」したに過ぎず、企業・県民が動くのを待っているだけである。主要経済団体のメンバー企業を除けば、大半の県内企業は再生戦略そのものを理解していないし、有り体に言えば関心すらもっていないのではないか。

こうした再生戦略では効果もあり

得ないだろう。ダラダラと予算を投入し、挙げ句の果てには事業効果も精査しないままに自然消滅してしまう。結果的に「無駄な投資だった」ということになりそうである。

県庁幹部・県議会はいずれそうなることが薄々わかっていたはずだ。それでも阻止できなかったのは、県

庁幹部は「知事に逆らうと、人事などで報復されることが怖い」（県庁職員）からであり、県議会は「再生戦略そのものは大義名分があり、反対できない」（県議）との理由による。

このことからすれば、さる2月県議会で知事が提案した給与削減条例は、議会の見識を問うものであった。本来、議会がすべき手前は、第一に再生戦略そのものの中身・効果度を論議し、次にその財源として知事が

提示した給与カットが本当に必要なのかということについて討議すべきであった。そうすれば前述したように、再生戦略の空洞・画餅が浮き彫りになったろうし、それに伴う給与カットが如何に不合理なものが明らかになったはずである。何人かの県議はその見地から質問・追及したが、議会の大勢は給与カットに論点

が絞られた。その結果、議会は給与削減条例を附則条項付きながらも可決した。つまり、曖昧模糊とした再生戦略事業の成否を質さないままに、賛成したということである。これによって議会は再生戦略について、知事・執行部と同じ責任を担うことになった。ある意味で、知事の術中にはまったと言えるかも知れない。

に言えば、再生戦略は4選を果たすための「手段の手段」としてぶち上げられたものだということである。

当初、浅野知事は3期目の任期終了で知事を辞め、国政への転進を考えていた。いや、ひよっとすると状況次第では3期目の途中でも転進するつもりだったと思われる。そのことは3選直後の一昨年11月、毎日新聞社の取材に対して、知事が「4選はあり得ない」と述べていることからも明らかである。実際、北川正恭・前三重県知事など「地方改革の旗手」と言われる知事たちが結集して「知事連合党」をつくり、国政に打って出る構想が少なからずあった。こうしたシナリオが水面下であったため、当時、知事は多選に批判的な発言を何度かしている。

ところがその後、多選批判については、何らコメントしなくなった。理由は「知事連合党」が頓挫したことによるだろう。当然、知事の思惑は外れ、この結果、4期目統投せざるを得なくなったに違いない。

ちなみに言えば、知事は今でも国政への野望は捨てていない。「花の1区」と言われる宮城1区から出馬すれば、無所属でも当選できるとの

## 4選の道具に使った再生戦略

小誌が推察するに、再生戦略の成就については、もはや浅野知事の頭の中にはないのではないかと思われる。有り体に言えば、知事は再生戦略を「手段として使った」だけであり、その目的の大半は成し得たとい

うことだ。それは知事の「策謀」と言えるものであり、その根拠は再生戦略の経緯からも窺われるのである。では「策謀」とは何か。「4期目の統投」がそれである。しかも正確

自負もある。ただ、最近は考えが変わってきているらしい。若いと思われる知事も56歳になる。プライドの高い知事のことだ。今さら陣営議員になるつもりはないに違いない。

恐らく知事が狙っているのは、民間人起用の竹中平蔵・経済財政担当大臣のように、ストリートで閣僚入り（厚生労働大臣か、地方改革担当大臣あたりだろう）することかと思われる。そうして「箔を付けた」のちに国政選挙に打って出て、その後も主要ポストに就くというシナリオだろう。浅野知事が県警問題（情報公開・報奨費）や県庁問題（給与削減もその一つ）について、しつこいほどに行ない、福祉施設の「解体宣言」をわざわざ他県で打ち出しているのは、県民向けのパフォーマンスもさることながら、それ以上に中央政界に向けたアピールという狙いがあることは充分考えられるのだ。

再生戦略というこれだけ大がかりな事業を本当にやるのであれば、3選直後に示し、平成15年度開始時の4月から着手すべきものである。予算編成上・事業運営上からも時宜にかなっている。いや、知事が真に県経済の低迷を憂い、活性させなくて

はならないと考えていたなら、再選後にも手がけなくてはならなかったはずだ。

ところが、知事が再生戦略を打ち出したのは昨年5月16日。如何にも唐突であり、時期も中途半端である。しかも、再生戦略の事業終了年度は平成17年度（平成18年3月）までであり、これは知事の任期期限の平成17年11月をまたいで行なうこと

## 始めに「給与カットありき」だった

になる。このことは3期目就任以後しばらくは、知事の頭には経済政策はなかったということであり、同時にその時点までは4期目統投する考えはなかったことを物語ろう。しかし、前述したような状況変化から、急遽4期目統投することにし、その選挙用アドバルーンの「補完機能」として再生戦略をぶち上げたに相違ない。

再生戦略は「選挙のための手段の手段」と前述した。では「手段」とは何か。それこそが「職員給与の削減」であつたらう。今や浅野県政は手詰まり状態になっている。「知事に就任して丸10年になるが、この間、県民のための施策・効果は何一つとして成されていない」（ある県議）とは議会・県庁内部の大方の見方であり、県民もこのことを薄々ながらも感じてきている。実際、これまで浅野知事が行なったことと言え、わずかに情報公開だけであり、これすらもオンブズマンの追及に端を発したものであり、たまたま時代の波に乗ったに過ぎない。

知事はこれまでの選挙では持ち前のパフォーマンスで乗り切ってきた。しかし4選目ともなれば、そうした手法も通用しなくなってくる。とはいえ、これといった目玉はない。そこで考え出したのが、職員の給与カットではなかったか。これならば不況に喘いでいる県民の喝采を受けるし、知事の政治手法にも合致する。知事の政治手法を一言で言えば、「悪役をつくり、それに対して知事が敢然と立ち向かうかのように振る舞う」というものである。事実、これまで議会・県警・県庁職員を悪役に据え、自らはヒーロー然として行動し、それがマスコミを通して県民

に報じられることで、支持・人気を得てきた。その手法からすれば、給与カットは県民受けする格好のパフォーマンスであり、4選の切り札としてこれ以上のものはあるまい。

現に、知事は昨年3月に鳥取県で行なわれた全国知事会で、「公務員給与は怨嗟の的だ。このままでは県財政は逼迫する。職員の給与カットしかあり得ない」と発言している。また、2月県議会の総務企画委員会で、数人の県議が「給与カットしなくとも各種基金を取り崩すことで、

再生戦略の原資は充当できるはずだ」「県が保有している株の売却や、財政健全化債・地域再生事業債を発行することが、給与カットよりも先決ではないか」と質したが、知事は頑固として給与カットにこだわった。

さらに言えば、知事は昨年5月に再生戦略をぶち上げたとき、「財源の一部として給与カットする」と述べている。本来、こうした事業をする際は、まず事業内容を決定し、それに対してどれだけの財源が必要なのかを検討し、その財源の不足分をどう工面するかを考慮する。そして、それでも足りない場合に、はじめて



再生戦略会議の設置は知事の「責任回避策」ではなかったか

職員給与で贖うもの（それも組合の了承を得て）である。

仮りに知事が「職員給与の削減も止むを得ない」と判断したとしても、その場合、実施すべきものは基本給カットではなく、手当を削るべきだったろう。公務員手当の中には、

寒冷地手当や県内出張でも出張費が支払われるというように、民間企

業では考えられないもの、現在では不要と思われるものがありある。

「第二の給与」と言われる、そうした諸手当を見直し、削減すべきではなかったか。あるいは、県債を発行して職員に購入してもらおう方法もあったらう。

こういう形なら大義名分が立つし、職員労組としても反対はできなかったに違いない。そして、こういう方法こそが「県庁が一丸となった財源案」にふさわしいものではなかったか。

ところが、知事はそうした手続きを何一つ踏まないまま、再生戦略の提示と同時に給与削減を打ち出した。また、2月県議会開催中に知事は「給与カットができない場合、再生戦略は中止する」とも発言した。その後、知事はこの発言を訂正し、陳謝したが、これが知事の本音だったことは明らかである。

これらのことからしても、知事は何としても給与カットしたかったに違いないし、することが目的だったにほかなるまい。しかし、給与カットは「財政健全化のために」という理由で、これまで2度行なっており、3度目ともなれば当然、職員の反発

を買う。しかも県の財政基金は潤ってきている。「選挙のためにも給与カットしなければならないが、その理由がない」というのが知事の心境

## 必要だった「知事個人」の大風呂敷

しかも浅野知事にとって、再生戦略をぶち上げることは、これまでのイメージダウンを覆すことにもなる。「知事は後ろ向きや過去の問題をいつまでほじくっているのか。もつと県民のために前向きなビジョンを示し、実行すべきだ」「知事は県経済をどう考えているのか」「知事は経済がわかっていない」という議会・経済界の批判を躲すことにもなるからだ。

実際、浅野県政はこれまで有効な経済政策というものを何ら打ち出していない。国の経済政策に追従してきただけである。その無策が平成不況と重なり、知事就任時は約7千億円だった県債務残高がその後は膨れ上がり、今や1兆3千億円余にもなっている。

このことからしても、浅野知事としては給与カットに加えた経済政策を打ち出す必要があった。それも選

だったろう。そこで、その理由づけのために考え出されたのが、再生戦略だったということではなかったか。

挙対策上となれば、「県庁が」ではなく、「浅野知事個人が」提示する必要がある、しかもそれは大きければ大きいほど県民受けすることになる。唐突にトップダウンで再生戦略を打ち上げ、大風呂敷とも言えるような63もの事業数を掲げたのは、そのためとしか考えられまい。

本来、再生戦略という大がかりな政策を行なうのなら、県庁内部でじっくり検討した上で実施するものがある。また、3カ年度という短期間で緊急性・即効性を求めるなら、できるだけ事業数を絞り込み、予算を集中投下するのが常識である。だが、知事はそれをしていない。つまり、できるかどうかというよりも、「ぶち上げる」ことが重要だったということにほかならない。

周知のように、知事選は来年11月に行なわれる。浅野知事とすれば、それまでは再生戦略を何としても形

づくる必要があったはずだ。再生戦略が頓挫することは、選挙対策の要である給与削減も消滅することを意味するし、4選の危険信号になるからである。しかも形づくるだけでない。

## 「同時責任」を強いた戦略会議の設置

そのため浅野知事は巧妙に「責任回避策」をとった。自治体・経済団体・学識者を参集して再生戦略会議を設置したのが、それである。知事はこれによって「挙県一致体制」を掲げ、事業プラン案を戦略会議に全面的に委ねた。つまり「丸投げ」したものであり、県はその「作文」をしたに過ぎない。その狙いは産・学・官を巻き込んだ「運命共同体による同時責任体制を敷く」ことだったに違いない。

前述したことに重なるが、知事が本心に再生戦略を行なう意思があったなら、事業プラン案を戦略会議に委ねたとしても「3カ年度で実効性・緊急性のある具体的事業を数点」という条件をつけたはずである。同様に、戦略会議から提示された事業プラン案を精査・取捨選択して戦略事業とするはずである。事業を選択

く、失敗だと思わせてはならない。よしんば失敗したにしても、知事の責任だと追及されないようにしなくてはならない。

・絞り込み、予算を集中的に投下することは経済の鉄則だからだ。

ところが、知事並びに再生戦略室はそうしていない。戦略会議から提示された事業プラン案をそっくりそのまま採用した。そのため前述したように、63もの総花的事業に膨れ上がったしまった（事実、戦略会議のメンバーからも「事業数が多すぎる」とクレームが出ていた）。このことは知事が経済について何もわかっていないこと、再生戦略がポーズだったことを示すだけでなく、後日「再生戦略の責任は自分だけでなく、自治体・経済団体・学界にもある」と責任回避するための、知事の巧妙な「逃げ道づくり」だったのではなかったか。

前述したように、再生戦略事業は緊急性のあるものはほとんど見当たらない。一般的な県事業の範囲のものばかりである。このことからしても、自治体・経済団体・学界は戦略会議という形で、知事に「利用された」としか考えられず、加えて「同時責任」も背負わせられることになったと言えるだろう。（議会も同じなことは先述した）。

では、浅野知事は「4期目続投」をいつ決断したのか。小誌の推察では昨年2月前後だと思われる。その理由は、昨年の2月県議会に田島良昭・県福祉事業団前理事長（この4月から復職した）の「副知事人事案」を知事が議会提案しているからだ。小誌はこれまで知事と田島氏の関係を何度かレポートしてきた。両氏の関係は政治的野心については「一卵性双生児」であり、政策面で田島氏は知事の「政治指南役」の立場にある。これまで知事が打ち出した政策は全て田島氏との間で決められたものであり、その意味で浅野県政は田島氏の「院政」「傀儡政権」と言っても過言ではない（この見方は県議会・県庁内でも一般的になっている）。

この政治指南役に浅野知事は全幅の信頼をおいている（というよりも頭が上がらない）が、特に選挙につ

### 「月刊パロス」

#### 購読申し込みについて

『月刊パロス』は年間購読システムを取っており、1号ごとのバラ売りはしておりません。また、書店での販売はしておりませんので、購読申し込みの際には、購読開始の号、購読部数、お名前、ご住所をご記入の上、小社まで郵送・ファクス・メールのいずれかでお送り下さい。

#### 〔年間購読料〕

個人 7,800円（1部/送料・消費税込み）

法人 20,000円（3部/送料・消費税込み）

#### 〔購読料の振込先〕

消費税込

#### ●銀行振込の場合

名義 有限会社 燈台舎（以下同じです）

・七十七銀行 仙台東口支店

普通口座 5299471

・仙台銀行 八幡町支店

普通口座 1803721

・仙台信用金庫 本店営業部

普通口座 1122807



議会の追及を苦しい弁明で乗り切ったが

いては参謀として全面的に頼っている。実際、周知のように、これまでの知事選は田島氏が選対本部長として仕切ってきた。

その田島氏は一昨年12月に福祉事業団理事長を翌年3月末で辞任すると表明し、知事は正式に辞める前の2月議会で副知事起用を提案した。この点、両氏の節操のなさが窺われるが、知事が4選について、これまでのようにはいかないと判断したことは間違いなく、そのため田島氏と常時相談する必要を感じたものと思われる。というのも、それまでの知事選では田島氏は県庁外におり、それでも充分だったからだ。ちなみに

言えば、副知事起用は田島氏が知事を口説いたものであり、これは田島氏の政治的野心を物語っているが、知事も選挙対策上、副知事に据えた方がプラスだと判断したに違いない。

恐らく両氏は密議を重ねただろう。4選を果たすためのアドバルーン

## 「田島副知事案」も4選のための布石

つまり田島副知事案も4選のための布石だったということだ。このことは2月議会で否決された田島副知事案を、続く6月議会で再提案したことから明らかである。

知事と田島氏にとって、副知事案が否決されたことはショックであり、誤算だったに違いない。その巻き返し策として両氏が新たに考えたのが、今回の田島氏の福祉事業団理事長への復帰である。これによって両氏は常時、白昼でも誰はばかるとなく密議を交わすことができる。

また、いづれ福祉事業団は県社会福祉協議会・宮城いきいき財団と3社統合される計画が進められている。田島氏にすれば、近い将来、宮城県の福祉分野を掌握できるポスト

ンを何にするかと。そこで浮かび上がったのが先述した職員給与の削減であり、その手段としての再生戦略だった。2月議会での田島副知事提案、その後の5月の再生戦略のぶち上げという流れはこのシナリオを端的に物語っている。

を得たということだ。

しかも小誌が予見するところでは、恐らく来年に知事は三たび田島副知事案を提示してくる可能性がある。それは4選のためもそうだが、田島氏が県政を動かす野心をもっているからであり、知事はこれまでの経緯からしても、それを拒めないに違いない。

4選という「私欲」のために県職員を泣かせ、自治体・経済団体・学界までも利用する県庁トップ。その指南役然として、自らの政治的野望を果たそうとする怪人物。今後この「一卵性双生児」に振り回されるのでは、宮城に明日はないのではなにか。県議会・報道機関はこの二人が行なってきたこと、これから行な

おうとしていることを、県民に知らせる責務があるだろう。  
(※次号からシリーズで『浅野知事研究』を掲載いたします。)

### パロス川柳・狂歌

・二月八日 知事の肩には県政は

(知事の誕生日に詠める)

・ヒーローも十年たつとヒールなり

(県庁職員)

・わが町がリハビリ患者になったよ

(三本木町長)

・合併の大義はどこへ延命し

(自治体合併議員)

・電話線たどれば富みに見える影

(選挙違反調査委員会)

・町長が町のお金を食いつぶす

(迫町憂いの民)

・「逃げるのか」言われた人がトッ

ブとは

(県庁職員組合)

・アグネスは香港ドルで献金し?

(政治資金両替商)

・知事さんと同じ仲間がここにいる

つくっては壊し 中途で放り投げ

(託児保育園園長)

# 怒れ！建設業者 経営を蝕む「宮城方式 入札制度」の矛盾



過当競争・ダンピング・品質劣化が

公正・透明性を掲げるが、  
企業体力を弱体させる  
制度の矛盾

県が入札制度の改正を実施したのは、平成13年4月のこと。その2年前から現職県議3人が競売入札妨害罪などで逮捕・起訴されたことで、県議会が不祥事の再発防止と入札制度の改善を決議。これを受けて県が改正・施行に踏み切ったものだ。

改正内容は12項目に及ぶが、中でも主眼は以下の3項目と言えるだろう。

## 「施工実績問わず」で無秩序に

—これらの項目のうち①は「宮城方式」と呼ばれ、「他県にはない画期的、独自の入札制度」（県土木部）だという。県はこの改正の目的を「一般競争入札の拡大を定着させること」と明示。「宮城方式」を実施することによって「入札制度の適

①一般競争入札の適用範囲の拡大と入札複合方式の試行 一般競争入札の適用範囲を現行の1億円以上から1千万円以上に拡大。1千万円以上の工事は、発注者（県）が一般競争入札・指名併用型一般競争入札・指名競争入札・無作為抽出型指名競争入札の中から選択して発注する。

②低入札価格調査制度の適用範囲の拡大 競争性の促進と低コスト化を図るため、従来の最低制限価格制度に代えて低入札価格調査制度を実施。適用範囲を現行の5千万円以上の工事から、1千万円以上に拡大する。

③予定価格の事前公表の試行 1千万円以上の全ての工事について、当分の間予定価格を事前に公表する。

正化と財源の効率的な活用ができる。併せて誰でも入札に参加でき、受注機会が増えることから、個々の建設業者の経営力・技術力に応じた公正な競争が促進できる」と、そのメリットを強調している。

では実態はどうか。「メリットと

「ところが弊害が起きている」と建設業界内では囁かれている。はじめに一般競争入札制度とそれに連なる改正要項について記していくことにするが、弊害の最たるものは、過当競争になったことである。

改正前の入札制度では「過去の施工実績」が評価基準となっており、これが企業の技術力・信用度を裏付ける重要な尺度になっていた。同時に「地元業者の育成」についても、例えば県北地域の工事ならば地元業者を優先的に入札・落札できるように配慮がなされていた。これによって、ある意味で「秩序ある、地域バランスのとれた入札」が行なわれていたのである。

ところが、改正後の県発注工事の入札公告は「宮城県内に本社（本店）を有し、工事現場に技術資格者が配置できる」という条件を充たしていれば「施工実績は問わない」というもの。つまり、県は改正前に盛り込まれていた条件・配慮を全く取り払ってしまった、事実上、無条件の入札制度にしたということである。

宮城県の普通建設費は平成7年度の3506億円をピークに、その後は年々減少し、平成15年度には

1455億円。対7年度比で実に41・5%に下がっている。県発注工事が激減していることであり、業者にとつては死活問題である。この状況下で無条件の入札制度にすれば、過当競争になるのは当然だろう。

「それまで下請けだった業者が、改正後は元請けになっているケースがかなり多い。何しろ技術者がいさえすれば、どんな業者でも入札参加できるわけだから。例えて言えば、自動車学校で学科だけで実地をしていない者が免許を取ったようなもので、優良な業者は皆嘆いています」（ある建設業者）

「改正後は県北地域の工事を県南の業者でも入札・落札できることになった。選挙で言えば『全県1区』になったようなもので、地元業者の育成なんて、どこかに吹っ飛んでしまったね。このため当初は一つの工事入札に百社近くの数の業者が応募して混乱が起きていた。ところが全

県1区だから、宝くじに当たるようなもの。次第に業者が入札に参加しなくなり、そのため参加企業が1社のみで100%近くの落札率で落札した工事もあるというように、おかしな現象が起こっています」（別の業者）

実際、ある落札業者に対して県が示した記載事項には「この業者は過去の成績は悪いが、今後は悪くさせないように見ながら仕事をさせていく」と記されている。これでは施工実績を度外視したばかりでなく、県自らが業者と癒着しているようなものだろう。

この件について疑問をもった業者が、県に資料開示を求めたところ、開示資料が黒塗りだったり、開示されなくなったりしたという。浅野史郎知事並びに県は「入札の公正性・透明性」を掲げているが、「県そのものが不公正・不透明だ」という業者は少なくない。

## 県がダンピングを奨励している

しかも、冒頭に触れた県議会の決議事項の中には「入札参加登録業者の資格要件の充実強化」が明示され

盾していることになる。

こうした技術力のない業者が落札すればどうなるか。「1千万円、2千万円クラスの工事なら、まだ何とかできるだろうが、それ以上になれば丸投げするしかない。事実、そうした工事が結構ある」と中堅業者は洩らす。県は「宮城方式」の施行によつて「競争性の確保」を謳っているが、実態は業者のピンハネ化・ダミー会社化をもたらしっていると云えるだろう。

品質の面でも影響が出てきている。「土地が傾斜していたり、水が漏れたりという工事が目立ってきている」（ある業者）というのだ。技術力がないがゆえに、杜撰な手抜き工事が行なわれていることにはほかならない。

一般競争入札制度そのものだけ見ても、こうした弊害が出ているが、前掲したように県はこれに「低入札価格調査制度の適用範囲の拡大」と「予定価格の事前公表」を組み込んで施行している。この二つの制度は言わばセットになっており、発注工事の予定価格を事前に明らかにし、入札参加業者が提示した入札価格の中で最も低い価格の業者が落札でき

る仕組みになっている。

県がこの二つの制度を導入した背景には、県議会の決議項目に盛り込まれていたことと、それまでに仙台市民オンブズマンの談合追及があったことが大きい。とりわけオンブズマンの「落札率の高い工事は談合の可能性が極めて高い」という指摘に県が左右されたことは否めず、その結果「落札率を低くすることが談合排除になる」との考えから、この二つの制度が改正条項に加えられたと思われる。

では、一般競争入札制度にこの制度が加味されたこととなったか。弊害がより拡大されたのである。その主たるものは「ダンピング業者の横行」である。小誌が入手した資料を基に実例を挙げてみる。

平成13年6月、利府町にある県営サッカー場の改修工事の入札が行なわれた。予定価格は867万5千円で、入札参加業者は20社。落札した業者が提示した入札価格は313万円。落札率は実に36・2%である。

低入札価格調査制度の実施に伴い、県は入札参加業者に「低入札調査回答書」への記載を義務づけている。それによると、この落札業者は

313万円の低価格を示した理由の一つに「今回の工事分利益はすべて宣伝料代わりと考えて受注したい」と思い、応札した」と記し、利益の有無については「なし」と答えている。

低入札調査回答書に対して、県は「低入札調査票」を作成・記述している。この落札業者の「利益の有無」の欄には「今回の工事単独では利益は見込めないが、県工事を元請けと

## 工事中の死亡事故やケガが増加

こうしたダンピング業者は改正前まで下請け業者だったところがほとんどだ。そのことは前述した低入札調査票の「元請けとして受注した実績を得ることで」という記述からも窺われる。問題なのはこうした下請け・ダンピング業者が元請けになった場合、先述した過当競争・品質の劣化が生じることもさることながら、工事・労務管理について何ら考えていないということである。

「彼らは従業員の福利厚生などは全く考えていない。現場経費や安全管理のために経費を使おうという気持ちはさらさらなし、工事は直接工事費と共通仮設費だけでできると

して受注した実績を得ることで、今後の営業活動が有利になる」と記載してある。

つまり、この業者は自ら提示した入札価格が明らかにダンピングになることをわかっていて入札し、県もそれを承知しながら落札させたということである。これでは県がダンピングを奨励し、自ら肩入れしているに等しいと言えるだろう。

思っている。だから、いくらでも安く入札できるし、こうしたやり方のため工事中の死亡事故やケガが増加しています」（ある業者）

労務費についても問題になっている。宮城県の最低賃金は1日当たり4900円余りで、この最低賃金以上であれば入札失格にならない。そのためダンピング業者は「労務単価1日5千円」と記述して、入札参加するという。ハードな仕事の割には余りにも低賃金だが、実態はさらにひどく「5千円まるまる従業員に入るわけではなく、業者が差し引いているケースが多い」（作業員）とも言われている。

これなどは労働基準に違反していることになるが、「県はそれでも構わないらしく、何らお咎めがない」（業者の一人）

しかも、こうしたダンピングは一度限りということはあり得ない。利益が出ないのを承知で入札するのだから、工事後は当然赤字になる。工事に際して、仕事を始める前に「前払金」として、工事経費の4割が支払われる。ダンピング業者はこの前払金で前回の工事の赤字分を穴埋めする。そのため、今取りかかっている工事についても赤字になる。この赤字補填の自転車操業が繰り返されることになり、その行き着く先は倒産である。実際「ダンピングを4、5回続けて最終的には倒産する業者が結構増えている」（中堅業者）という。

こうした悪循環的ダンピング入札業者がかなりいるということは、倒産に伴って賃金をもらえない作業員の数に必然的にそれをはるかに上回っていることになる。

では、なぜダンピングが横行しているのか。業者が死活の瀬戸際にあることと、業者のモラルの問題なども確かだが、そればかりではない。



ダンピング業者は安全対策を考えていないという

建設業界内では「予定価格に対する県の認識と、低入札価格調査制度そのものに問題がある」との指摘が強いのだ。

予定価格とは設計労務単価・市場単価に基づいて算定されており、簡単に言えば工事における総経費に利潤を加えたもの。一般商品の販売価格と同じことである。通常の経済活動からすれば当然のことであり、このことからすれば予定価格と入札価格が同額でも何らおかしくない。

ところが「県やオンブズマンは入札価格が予定価格に近ければ、つま

り落札率が高ければ談合があり、落札率が低ければ談合がないという認識だ。そのため予定価格からいくら根引いているかが重要になり、業者はそれに引きずられて安値の入札価格を出すことになる。これでは予定価格の意味は何なのかと言いたい」（ある業者）

## 企業間競争ができない「郵送方式」

こうした県の予定価格に対する認識に加えて、低入札価格調査制度がある。低入札価格調査制度そのものは国の通達に準じ全国の都道府県でも実施されているが、実は宮城県の場合には非常に問題を孕んでいるのだ。

低入札価格調査制度には入札調査基準値というものがあり、国の通達では「直接工事費・共通仮設費・現場管理費の5分の1を合計したものを調査基準価格にする」「入札調査基準値は85・0%〜66・7%とし、各都道府県はこの範囲内で実施できる」と謳っている。前者の三つの経費に基づいて試算してみると、基準値は75・0%程度になるという。ところが建設業界の調査による

ちなみに言えば、県単独事業の場合、宮城県の予定価格は設計価格を5%下回って提示しているという。

建設業界では設計価格が公定価格より下がっていることを「歩切り」と呼んでいるが、「これは県がピンハネしているに等しい」と業界内では批判が出ている。

## 企業間競争ができない「郵送方式」

と、宮城県では「この基準値を最低の66・7%に設定して入札募集しているケースが圧倒的に多い」のである。このためダンピング業者は「この数値をほんの少し上回る数値（66・8%くらい）を予定価格に掛けるだけで、本来すべき積算も何もせずに入札参加している。県もそれでいいということだから、どんどんダンピング業者が横行することになる」（業者の一人）

では、なぜ県は最低基準値の66・7%にこだわるのか。実は先の国の通達には附帯事項があり「調査基準価格を下回った価格については、全部調査すること」と記されている。ある業者がこのことを県に質したところ、「それをやったら県発注の工

事は全部引つかかってしまう。県の職員では調査できないから基準値を下げているんだ」と答えたという。

つまり、最低基準値をかなり低く設定しておけば、そこから下の価格のものだけを調べればいいということである。明らかに怠慢であり、これでは県がダンピング業者を増幅させているとしか言いようがあるまい。

これまで示したことだけでも建設業界にとつては大きなダメージを受けているが、県はさらに追い討ちをかけるかのような制度を導入している。平成14年4月から試行している「ダイレクト型一般競争入札」がそれである。

従来の入札方法は入札資格を有する入札参加業者を一堂に集め、その場で落札業者と落札価格が決められていた。ダイレクト型はこれらの一切を郵送方式に改めたものである。県はこれによつて「企業間における談合などの事前調整が困難になり、外部からの働きかけを排除できる。従来の入札の課題だった事務負担・入札手続きが大幅に軽減できる。将来の電子入札のステップになる」などの効果を掲げている。

だが、建設業者の間ではこの方式についても反発が起こっているのだ。ある業者はこう洩らす。

「郵送方式では事前審査を省略しているため、どういう業者が入札に参加しているか予想もつかない。これでは見えない相手と競い合うことになり、企業間競争が全くできない。業界・企業が切磋琢磨できないことになり、技術力・品質の向上を妨げるものです」

実際、トラブルも起きている。ある業者が示した入札価格は落札業者の価格より低かったことが、落札後に判明。そのため県がクレームをつ

## 「試行期間」を越えて延々と実施

また、宮城県では県内の入札参加業者が30社に満たない場合、県外業者で宮城県内に支店・営業所を有する業者も入札参加できる入札条件になっており、他の都道府県と違って、建設業者の登録を随時受け付けている。しかも「書類さえ揃ってれば、県内での過去の施工実績がなくても登録業者になれる仕組み」（ある県外業者）だという。平成不況下にある建設業者の倒産が相次いでいる

けられた例があったという。

また、郵送方式では郵送されてから入札会場までの間に人の手が加わることになり、そのため「県の入札担当者が恣意的に業者を選ぼうとしたり、外そうとすれば、サジ加減一つで何とでもなる」（業者）との指摘もある。

談合というと、業者ばかりが非難されるが、その実、県庁内部との癒着から起こっているケースが多いのも事実である。県は入札制度の原点に「公正性・透明性」を掲げているが、郵送方式は明らかに矛盾していると言えるだろう。

が、宮城県の建設業許可業者がそれほど激減していないのは、この制度による。

問題なのは県外業者が入札・落札することによって、県内業者が煽りを受けているということである。このため建設業界はこの制度について、県に「県内業者の育成を考えたのか」と質したという。これに対する県の回答は、浅野知事は「直接的な入札・落札を与えることで、地

場産業を育成するつもりはない」と発言。当時の土木部長も「県外の大手業者に仕事をさせた方が税金がたっくん戻ってくる。県内業者に発注しているのは、特別な恩恵でさせているだけ」と述べたという。

もちろん、こんな道理はない。県発注工事の原資は言うまでもなく、県民・県内企業の税金である。また、県内業者の方が県外業者よりも納税額は多い。しかも県内企業をより活用・育成することは、県税収の増大につながり、現在危機に瀕している県財政の健全化に少なからず寄与する。同時に、建設業は兼業農家や失業者などの雇用対策上でも多大な貢献をしている。浅野知事が推し進めている緊急経済産業再生戦略にあっても、建設業は重要な柱として位置づけられている。このことからすれば、県の入札制度は県内業者を疎んじるものであり、こうした貢献・効果を失わせることにほかならない。

建設業界が批判していることは、もう一つある。それは前述した四つの改正内容が「試行」という形で今に至るまで実施されていることだ。県はこの改正の告知にあたって「試行期間6カ月間」と明記している。

試行とは文字通り、試しに行なうものだが、それが現在まで延々と実施されている。そのため「半年間実施して、その結果を判断して本格的に行なうのか、それとも取り止めるのか、県は公表する責任があるはずだ。ところが成果も何も発表していない。ズルズルと行なうのはおかしいし、約束に反している（業界関係者）」という声が高まっている。

これまで列記した実態を見れば、改正制度は建設業界にとって「弊害の元凶」とも言えるだろう。このため業界は総意として「一般競争入札制度を他県と同じ1億円以上にしてほしい。1億円以下の工事については、県内を四つのブロックに分け、地域を限定した入札制度にしてほしい」と要望してきている。すでにこれまで26回もの陳情・要望を知事・副知事・県議会の会派・議員に行なってきたのが「一向に効果がない」のが実情だという。

前述したように、建設業界は県内産業の重要な柱であり、緊急経済産業再生戦略事業の上でもウエイトを占めている。その業界を苦しめる入札制度を、県が実行している。これ以上の「矛盾」はないのではないか。

藤井黎・仙台市長インタビュー

# 『就任10年、我れかく戦えり』

## 「藤井流政治」の要諦は将来の予測と市民の眼の高さ



——市長に就任して10年たちました。

藤井 あつという間に過ぎた感じだ。前市長のゼネコン汚職事件が起き、就任早々の私の命題は一刻も早く市政の信頼回復をすること。そのため真っ先に市政の公平性・透明性に取り組んだ。具体的には政治倫理の確立と情報の透明性・公開性、入札契約制度の改革の3つに取り組んだ。

政治倫理の確立では、資産公開条

例を速やかに成立させた。他の県や

自治体は知事と首長だけだが、仙台

市は市長、助役、収入役の3役全員

で、全国にも例がない。議会もこの

条例に追随してくれて、市議も資産

公開することになった。情報公開で

は交際費・旅費・食糧費をオープン

にした。併せて、情報センターを設

置して誰でも見れるようにした。

それと選挙の公営化を実施し、選

挙カーや選挙広報などの公的負担を

実施した。一見、無駄な感じもする

が、行政に携わる者自らが透明・清潔になる必要があると考えたんです。

一方、前市長の事件で一番問題になったのは、入札契約制度の不透明・不公平だった。それでも審査委員会はあったが、庁内の者だけによる委員会だった。これを第三者を入れた委員会に改め、同時に全国初の制限付き一般入札制度を導入した。

とにかくこれまでのウミを全部出す必要があり、しかも迅速に処理するために結構苦労しました。

### 1期目は負の遺産、

### 2期目はゼロからの出発

——前市政の「負の遺産」が払拭されたのは2期目に入ってますか。

藤井 1期目は負の遺産、マイナスをどうやってゼロにするかに腐心した。2期目はゼロからの出発だっ

#### 〔プロフィール〕

ふじい・はじむ氏／昭和5年生まれ。昭和28年東北大学経済学部卒。32年同大学院教育学修士課程を修了後、仙台市に勤務。以後54年教育長に就任したのち、市教育委員会委員長、市民文化事業団理事長を歴任。平成5年8月に仙台市長に就任し、現在3期目。

たが、この時期はまさに「平成維新」とも言うべき時代だった。20世紀から21世紀に変わろうとする世紀末。国内政治は短命内閣が続ぎ、何度も内閣が変わった。経済も右肩上がりから右肩下がりになった。つまり政治・経済が混乱した時期だったが、その中で仙台市は人口100万人の突破、開府400年という節目を迎えるなど、一つの端境期にあった。

過去の延長線の方法論では行政は対応できなくなってきたということだ。私は文明的に現状と将来を見据えて物事に取り組む手法を取っているが、その点からすると、明治時代から130年ほど続いていた中央集権システムが限界に達してきたと感じた。人々が豊かになってナショナルミニマムを満足できるようにな

つたため、画一的な手法では対応できなくなってきた。それで私は今後はネットワーク型というか、お互い助け合って自立するシステムに社会全体が変わっていくと思った。これは取りも直さず、これまでの上意下達から自立・協働の政治手法に変わっていくかざるを得ないことで、経済優先の開発型から人間中心・生活優先に移行し、安全・安心という分野を優先していくなくてはならないと。



「脱・クルマ」の実践に向かう仙台市

## 地下鉄東西線は

### 環境問題

——その具体的な施策として主要なものが「百年の杜構想」と「地下鉄東西線事業」ですね。

藤井 「百年の杜構想」は環境事業だとわかるが、実は東西線も行き着くところは環境問題です。これからの時代は環境が大事。環境というのは人間生活を快適にする基本であり、一番外側の条件だから。そう捉えたとき、仙台市はこれ以上市街地を外に拡げて緑を失うことは抑える必要がある。そこで「コンパクト・シティ」という理念を掲げ、外円的でなく、できるだけ求心的な都市をつくろうと考えた。では何が外に向かわせるのかと言えば、自動車だ。そこで自動車をセーブする「脱・クルマ」を実践しよう。しかし、これは強制できるものではなく、自然にそうした方向にもっていくかなくてはならない。そのためには大量輸送できる公共交通システムを整備していく必要がある。既存の鉄道と、もう一つの基軸として東西の交通軸。これによってコンパクト・シティが

できる。周囲の緑が守られ、交通渋滞も解消され、環境整備ができることになる。だから東西線は「まず環境ありき」という発想から生まれたものです。

——「百年の杜構想」はダイレク卜な環境整備策ですね。

藤井 これは市民と行政が役割分担して緑化を進めるもの。市民に年間1万本ずつ植えてもらい、百年かけて百万本の森にする構想だ。すでにこの3年間で6万本という倍以上のスピードで進んでいる。行政も学校緑化や屋上緑化などさまざまな施設で植樹して、率先して緑化行動を展開している。並行して「緑の回廊づくり」を現在行なっている。仙台市と東北地方整備局とがドッキングしたプロジェクトだが、国と市が連携して行なうのは全国でも珍しい。

——仙台市を環境都市にしているところ？

藤井 こうした施策を進めているうちに、市役所内部から「環境率先行動を起こそう」という意見が多く出て、「環境率先行動計画」ができた。職員が環境に対する意識を高めてきたということだし、これが契機

になって大都市では最初の平成11年にISO14001を取得した。これは大きな反響があった。

同時に、市民にも環境に対する意識をもってもらおうと、「百万人のゴミ減量大作戦」をやったりして、それがゴミの分別の「ワケル君」につながっている。これは全国的にもモデルケースとなり、「環境先進都市」の指定を受けてもいる。

実は私も仙台市長として昨年、国際環境自治体協議会（ICLEI）のアジア太平洋地域の理事に就任し、国際会議に参加することになった。これは一市の環境だけでなく、世界全体、地球全体の環境をグローバルな視点で考え、地域から行動を起こしていこうというものだ。

こうした経緯をみても、仙台市民は環境意識が浸透しており、非常にハイレベルで誰でもが環境を意識するようになったと思う。かつては仙台市民はゼネコン汚職の汚名を受けたが、今では環境都市として高い評価を受けている。これはあまり取り上げられていないが、市民一人一人の勲章だし、仙台市の財産だ。マイナスからゼロになり、ゼロから急激にプラスに転じた、この10年。仙台

市の市民意識はこの時期に確実にジャンプしたと感じる。環境が市民に重要視されることは、命を大事にするということにつながると思う。

——財政状況については？

藤井 財政面で重要なことは二つあった。いずれも行財政改革の一環だが、一つは財政的に苦しいときに財政健全化の長期的な枠組みをつくったことだ。これを基本にして財政運営・予算編成しており、踏み外さなければ再建団体に転落することはない。

もう一つは行政機構のスリム化だ。市長就任直後、外郭団体の統廃合を徹底的に行なってきた。もちろん、これからも続けていく。それと職員数の削減で、平成9年から15年まで652人をネットで削減した。グロスで言えば数はもつと多い。今後、平成15年から24年までの10年間で1000人以上削減する計画だ。そして削減した分については、民間委託などアウトソーシングする。これは民間企業の雇用促進につながる。また、事務事業の評価制度も実施する。事務事業は細かくて1万以上

にも上るが、この一つ一つについて行政評価制度を組み立てていく。現在策定中でもう少しでできる。この業務の点検と、事務の電子化を推し進め、効率化を図っていきたい。

——藤井流政治の本質とはどういうものですか。

藤井 私は社会学・統計学が専門だったために、将来がどうなるのかということを見据え、それに対して今何をすべきかという手法が身についている。こういう変化の激しい時代だから、よけい将来展望を考えざるを得ない。もう一つは市民の眼の高さ、市民の視点を大事にすること。この二つを心がけて実践してきたつもりだ。

## 第4コーナーを 回った藤井市政

——ある市役所幹部は「市長は人たらしの名人で、人使いがうまい」と言っています。

藤井 ハハハハ、仕事をやらなくてはいけないように、間接的にもっていつているからだろう。私は直接話法型でなくて、間接話法型だから。

燈台舎からのお知らせ

読者の皆様には平素、小誌『月刊パロス』を購読並びにご支援していただき、厚く御礼申し上げます。

小誌の発行が遅れておりましたこと、心からお詫びいたします。昨年11月半ばに編集子が体調を崩し、その治療・療養に時間がかかったこと、併せて小社が経営的に厳しいことなどから、経営と発行形態の見直しに迫られ、そのため今号の発行が遅れてしまいました。

また今号より『月刊パロス』は次のような発行形態に改めることになりました。

発行は隔月刊（2カ月に1回）

とし、定期的な刊行を厳守。誌面のサイズをA4判から週刊誌サイズのB5判に改める。記事の質を落とさず、これまで以上に読み応えのある充実した誌面にしていきます。

『月刊パロス』は微力ではありますが、他の報道機関が取り上げないテーマ、地域に密着した情報誌として今後も努めてまいります。皆様方の変わらぬご支援・ご指導を今後ともお願い申し上げます。

『月刊パロス』編集長

福田 清彦 拝

——間接話法と言いながら、トップセールスも忘れていない？

藤井 景気が低迷し、地域経済が落ち込んでいるときには、特に行政トップの行動力が欠かせないと思う。フィンランドとの事業提携がうまくいったのは、お互いトップ同士が直接交渉、トップセールスする意識があったからだ。本格的に進められるようになって光が見えてきたら、国の外務省や経済産業省も強力な助っ人として支援してくれるよう

になった。ワールドカップのときにイタリアチームが仙台でのキャンプを決めたのも、向こうのトップと私が入り込んで交渉したからだし、国際音楽コンクールもそうだ。トップ同士なら話も早い。

——巷間「藤井市政」は第4コーナーを回った」と言われますが。

藤井 それは否定しない。私はいつ勇退してもいいという気持ちでやってきた。どこかで括らなくてはならないだろう。

女川町長VS浅野知事

# 「核燃料税分配論争」の正否

20年来の県のウヤムヤ回答に  
地元自治体が反発！



知事に談判した安住宣孝・女川町長

防災事業・民生費に税収を充当してきている。これまで通り分配しない方向で理解してほしい。

安住 我々は20年来、毎年のように分配を要求しているが、県の回答はいつも同じで前進していない。地域住民は原発への不安を抱いているし、県の核燃料税の使途はよくわからない。

知事 地域住民の心配はわかる。ただ、税収を分配すれば解決する問題ではないはずだ。その代わりとして、県は原発立地地域に公共工事を発注している。

安住 どういう意味なのか。  
知事 引き続き検討していくことにしたい。

そもそも核燃料税とは、原子力発電所を有する県が、総務省の同意を得て独自に課税する法定外普通税。

発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に対して課税され、宮城県では女川原子力発電所の設置者である東北電力が納税義務を負っている。課税期間は5年毎に見直し、財政需要などを見据えながら期間延長すべきかどうかを判断。宮城県の場合は女川原発運転開始の昭和58年6月に核燃料税が創設され、現在第5期に入

り、向こう平成20年6月までが課税実施期間になっている。税率は従来核燃料価額の100分の7だったものが、財政需要と税収全体の落ち込みを勘案し、平成15年6月から100分の10に引き上げられている。税収額は年間約11億円。今後平成20年までに総額約56億円が見込まれており、県にとっても、原発立地・周辺地域にとっても、財政難の折りもあり「垂涎の税収」と言えるだろう。

## 核燃料税は

### 「目的税的性格」

では安住町長と浅野知事の主張のどちらが理に適っているのか。核燃料税の趣旨からすれば、安住町長の意見が正論だろう。

前述したように、核燃料税は「県が課税するもの」ではあるが、その趣旨については「原発立地地域及び周辺地域の安全対策などの財政需要に充てるために創設した」と明記されている。つまり、使用対象が特定されている「目的税的性格」を有していることになる。このことからすれば「県が一般財源と一体化して、原子力防災費などに充てる方が効率

まずは「論戦」の経緯から。関係者によると、以下のように繰り返されたという。

今年1月16日、安住宣孝・女川町長はじめ東北電力女川原子力発電所の立地とその周辺5市町の首長など約20名が、県庁に浅野史郎知事を訪問。核燃料税の税収分配を求める要望書を提出し、意見交換をした。

安住 地域振興と原子力の防災強

化のためには自主財源の確保が不可欠。核燃料税収の分配をお願いしたい。

知事 核燃料税収は県が一般財源と一体化して、原子力の防災費などに充当する方が効率的だと考えている。また、ここ数年、核燃料価格は下落傾向にあり、核燃料税収をはじめ県税収が落ち込んでいる事情もある。そうした中でも原発立地地域の

的」という知事の考え方は、安住町長が指摘するように「核燃料税の使途がわかりにくい」だけでなく、本来の趣旨から逸脱していることになる。

有り体に言えば、核燃料税はその創設の時点で「関係市町村が直轄すべき税」だったかとも思われる。何故それができなかったかと言えば、原発立地に関して県が電力会社と関係自治体との調停役・交渉役を司る立場を担っており、このことが県が核燃料税を裁量できる主因になっている。これは宮城県のみならず、国

内の原発立地道県に共通して言えることでもある。

もっとも、だからと言って、宮城県のように一般財源に組み込んでいる自治体が多いかというと、現状ではそうではない。現在、国内で核燃料税を設けているのは12道県あるが、このうち関係市町村に分配していないのは5県のみ。7道県は分配しており、「分配方式は時代の流れになっていく」（電力関係者）と見られている。ちなみに分配率を言えば、東京電力の原発を抱える福島県では税収の28%を、関西電力の基数

を多くもつ福井県では40%台を地元自治体に振り分けている。

女川町など地元自治体首長が分配を要望するのは、こうした前例があることと、時代の趨勢を踏まえてのこととは言うまでもない。しかも、この要望を提示してから、すでに20年もの歳月が流れているが、この間、県は結果的に無視した態度に終始してきている。これまでの交渉は女川町と牡鹿町の2町だけ。それが先の1月に5市町のトップが訪問したのは「もはや堪忍袋の緒が切れた」ということでもあろう。

## 税の流れは受益者

### の近くで運用

県が分配に踏み切ろうとしないのは何故なのか。冒頭の知事の発言を説明するかのように、県税務課では以下のように述べる。

「分配すると、額が小さくなる。果してそれで効率がいいのかどうか。一般財源に組み込めば、税の平準化にもなる。それに関係市町村では、避難道路、県道、漁港整備などの需要があるが、県はこうした諸々の事業を行なってきており、核燃料税は

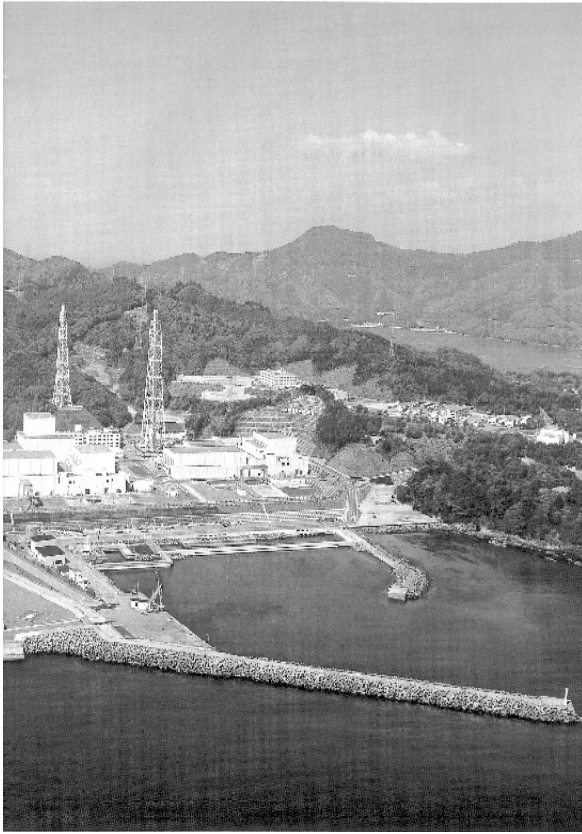
これらに充当している。しかもそれだけでは足りないことから、全体で100億円ほど県が持ち出しになっているのが現状です」

論争は自治体側が核燃料税の「趣旨論」を主張しているのに対し、県は「実体論」を唱えていると言える。では第三者はどう見ているのか。

電力関係者の一人は「個人的意見」と断りながら、次のように言う。

「そもそも核燃料税は、放射線物質などの危険性を回避するなど立地・周辺地域の安全対策のために創設されたもの。しかも税の流れは国から県、県から市町村というように受益者に近いところで運用することが、時代の流れだ。関係市町に分配すべきものではないか」

先の交渉後、知事は税務課に検討を指示し、税務課では「核燃料税の原点に戻ってメリット・デメリットと、時期も含めて検討していきたい」という。県も市町村も税収不足から財政危機に直面しており、今後税の分配をめぐる「攻防」が起こる可能性もある。市町村との連携なくして県政運営はあり得ない。浅野知事がどのような決断をするのか。注目されるどころだ。



核燃料税の使用目的に揺れる東北電力女川原子力発電所

またも発覚！

# 町の財源を食い潰す 迫町長の「支離滅裂」



伊藤吉衛・迫町長

本論に入る前に迫町の「町道拡幅工事疑惑」と「新設工場奨励金問題」のその後の経過をお伝えしておきたい。

前者の「町道拡幅工事疑惑」は、町道拡幅工事に伴い、伊藤町長があらかじめ町道工事計画を知っていたが、その後には自宅を増築し、併せて実際には存在しない住居分も含めて、4092万円余りの建物補償料を町から受け取ったとされる疑惑事件である。昨年8月、地元町民有志の「迫ゆめ・みらいの会」が、支払った伊藤町長（もらったのは伊藤町長個人）の行為は町に対して損害を

与えた背任行為に該当するとして、

仙台地方検察庁に告発状を提出。その後、伊藤町長はこの告発が名誉毀損に当たるとして「迫ゆめ・みらいの会」を逆告訴した。この件に関して仙台地検はさる3月末、「迫ゆめ・みらいの会」の告発を不起訴にした。理由は明らかにされていない。

## 資料を出せない

### 長沼環境開発

後者の「新設工場奨励金問題」とは、迫町では地元企業の新設工場に対して、その固定資産税相当額を奨励金として交付する制度を実施。ところが、地ビル製造業「長沼環境開発(株)」は、従業員数15名以上という奨励金交付の対象条件に該当しないにも関わらず、姉妹企業のビアレ스토랑業「(株)長沼ウイングガーデン」の従業員を意図的に長沼環境開発に転籍させ、交付金（3年度分

土地区画整理事業用地を

高値で取得し、

安値で売る損失行為

総額約1082万円）を受け取った疑いが発覚。このため地元町議が返還請求の提訴を仙台地方裁判所に提訴し、現在民事裁判が行なわれている。裁判では長沼環境開発が被告人になっているが、杜撰なチェックをして交付金を支払った町の責任も併せて問われることになる。

裁判はすでに10数回もの審理が行なわれてきているが、被告側は言い逃れに終始しており、それも辻褄が全く合っていないのだ。一、三の証言例を記せば、こんな具合である。

・渡辺調理長（長沼ウイングガーデンの厨房総責任者 原告側弁護人の給与に関する尋問に対して）私には長沼環境開発に就職して、そこから給与をもらっていたと思う。その後の給与明細書を環境開発とウイングガーデンのどちらからもらっていたのかわからない。また、部下の従業員が環境開発とウイングガーデン

のどちらの社員か、どちらから給与をもらっているかわからない。

・三浦社長（平成14年に長沼環境開発の社長に就任 原告側弁護人の経営全般に関する尋問に対して）渡辺調理長は環境開発の人間で、ウイングガーデンが忙しくなると調理場を手伝っている。従業員名が環境開発とウイングガーデンのどちらの賃金台帳に記載されているか、私からはわからない。

これが事実なら、二人は現場と経営を全く把握していないことになる。もっとも、これらは枝葉末節に過ぎない。この裁判のポイントは長沼環境開発が新設工場奨励金を交付された平成10年～11年当時の決算書・賃金台帳・雇用保険者名簿、給与明細書といった従業員に関する資料の一つでも提示すれば、立ちどころに事実が判明し、決着するのである。そのことを原告側弁護士と裁判官は何度となく要求しているが、被告人側は一切提出しようとしていない。このことからしても長沼環境開発が奨励金をもらうために意図的に従業員を転籍させたと言えるだろう。判決は4月中にも出る予定だが、結果次第では町政批判が一段と高ま

りそうである。

さて本論の「萩洗土地区画整理事業問題」に入る。

迫町内の「萩洗土地区画整理組合」は平成8年以降、区画整理事業を展開していたが、バブル経済崩壊以後の不況などにより保留地の売却が進まず、平成11年時点で1億3千万円の収入不足に陥った。このため整理組合は保留地の購入と収入不足額相当の補助を町に陳情。これを受けた迫町は1億1600万円の補助を行なうとともに、平成13年12月に保留地981・5坪を約1億3990万



問題の萩洗土地区画整理事業用地

円で取得した。

町が取得した理由は、①町営住宅が老朽化しており、建て替える必要がある、②整理組合が町づくりに貢献した、というものである。

改めて言うまでもなく、土地区画整理組合は地権者が主体であり、町とは何ら関係ない。その民間組合の運営が苦しくなったからといって、町が税金を使って支援するのはおかしい。これだけでも問題だが、町は今年になって、この土地を登米郡内の社会福祉法人「恵泉会」に約1億429万円で売却することにしたのである。

## 町長も議会も

### 税金感覚全くナシ

土地の取得・売却に関して、迫町は二重の損失行為を働いたと言える。

一つは、取得目的の町営住宅の建て替えを反故にしたことだ。実は、町は保留地の取得に際して、「原資を土地開発基金から充当し、その後売却益を再び戻すという手法を取った。これは取得時点では、すでに転売する計画があったのではないか」（町民の一人）との疑いがもたれて

いる。となれば、町営住宅の建て替え云々はウソだったことになり、議会・町民を欺いたことになる。

もう一つは、町に損失を与えたことである。土地を高値で取得し、安値で売却したため、町は約3500万円余りの損失を被ったことになった。

実は損失という点では、町は取得時にも過ちを犯している。この保留地の平成7年当時の公示価格は1坪12万9690円で、その後も価格は下がっている。地元不動産業者によれば「坪10万円はおろか、8万円で売れない」と言われており、実際に保留地周辺の土地などは5万9千円で競売にかけられても買い手が無い有り様なのだ。そんな土地を町は坪14万2560円という破格の高値で買い取っている。

つまり、町は取得と売却の両方で二重の損失行為を、それも損になることをわかっていて取得・売却を行なったことになる。明らかに背任行為と言えるだろう。

この土地の売却について、迫町議会はさる2月議会で賛成多数で可決した。どうやら迫町では町長から町議に至るまで、税に対するモラル・

金銭感覚が全くないらしい。

一方、恵泉会も不思議である。取得額の約1億450万円は公示価格からみてもはるかに高い。それでも買ったのはなぜなのか。恵泉会はこの土地に老人健康施設を建てるために買ったと言われているが、土地の隣りはパチンコ店である。そんな騒々しいところに老健施設を建てるのが常識的に考えられるのか。いずれにしても不自然極まりない。

平成16年度の迫町の予算は73億4800万円。これに対して町債残高は96億1329万円にもぼっている。この借金の大きな要因となっているのは、無駄と不透明な投資にほかならない。文化的な価値のない歴史博物館、二転三転した有機センターの土地取得、「梅ノ木土地区画整理事業」の穴埋めのための土地取得、そして今回の「萩洗土地区画整理事業」。これらの総額だけでも16億円以上もの損失になっている。

「伊藤町長と町が町民の財産を食い潰している」と町民が憤るのも当然であろう。と同時に、登米郡内の自治体合併に迫町のこの「放漫経営によるツケ」が大きな障壁になりそうである。

# ベガルタ仙台「惨敗」の原因

## レベル低く、戦術ミスも

「勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負けなし」プロ野球の野村克也前監督のこの格言は、まさに正鵠を射ている。負けるにはそれだけの原因がある。

サポーターや東北ハンドレッド関係者は、ベガルタ仙台がまさかこれほどぶざまな連敗をするとは思わなかったろう。「一昨シーズンはJ1の強豪を相手に、一時は首位にも立ったチームがどうしたことか」と。

## 補強のミスと

## 「多国籍軍」の守備

だが、冷静に考えれば、あのとときの勝利は「まぐれ」だったことがわかる。一昨年の2002年はW杯があった。そのため各チームの主力選手は日本代表チームに集結しており、本来の戦力にはほど遠かった。ベガルタは言わば「空き家のチーム」

に勝っただけなのだ。それが証拠にW杯終了後、各チームが本来の戦力を整えた途端、ベガルタは敗戦街道をひた走ることになった。

当時の戦力でも勝てないのに、今シーズンのベガルタはそれよりもレベルが格段に落ちてきている。主力選手を放出・引退させ、代わりに新たな選手を獲得したことによるものだが、これは明らかにチームづくり・補強の失敗である。敗因の大きな理由はここにある。

補強の失敗はもう一つある。守備陣を「多国籍軍」にしたことだ。ベガルタのディフェンス陣は日本人・ブラジル人・スロバキア人の混成である。彼らは自国語しか解せない。これではコミュニケーションがとれず、必然的に瞬時の連携プレーができようもない。

加えて、戦術にも問題がある。昨シーズンまでのベガルタは4・4・2という、ディフェンスラインに4人を配するフォーメーションで戦って

きた（それでも失点は多かった）。だが、今シーズンから指揮をとるベルデニック監督は3・5・2の布陣を敷いている。レベルが相対的に低いのに加えて、守備陣が手薄になっている。

開幕当初の大量失点の原因は、この多国籍軍とフォーメーションによる守備力の低下に尽きている。

開幕戦、第2戦と惨敗したため、ベルデニック監督は守備に重きを置く布陣に修正し、攻撃はカウンターアタックの戦法をとることにした。失点を極力抑え、少ない得点で勝つという戦術である。

しかし、この戦法が奏効するとは思えない。確かに失点は少なくなるだろう。だが、カウンター攻撃は何よりスピードが要求されるのだ。走力が劣り、スタミナ切れのベガルタで、この戦法が機能するだろうか。しかもカウンター攻撃は一見、派手だが、得点の確率は意外に低い。何よりベルデニック監督本来の戦い方ではない。攻撃・守備の双方で破綻する恐れが十二分にあり、また軌道修正を余儀なくされるのではないか。まさに「あちらを立てれば、こちらが立たず」の状態になりそうで



サポーターの声援にどう応えられるか

ある。

そもそもベルデニック監督がめざすサッカーは、ベガルタでは無理だと思われる。ベルデニック監督のサッカーは東欧型であり、他の西欧型やラテン系に比べて選手に多くの運動量を要求する特徴をもつ。中盤に5人を配置するのはそのためであり、選手は攻守両面で走り回り、パスをつないでいくという戦法である。

ところがベガルタの場合、レベルの低さもさることながら、それ以上に基礎体力・走力が劣っている。このことは昨シーズンから今シーズンにかけて、試合後半にベガルタの選手の動きが緩慢になり、失点するケースが何度も繰り返されていることから明らかだ。つまり、ベルデニック監督がめざすサッカーは、ベガ

ルタでは成し得ないということである。

## 発足10年で

## 監督は8代目

この点についてはフロントの責任が大きい。過去の教訓を生かしていないからだ。というのも、ベルデニック監督はかつてブランメル仙台を率いたエルスナー監督の弟子筋にあ

たる（両氏ともスロベニア出身）。当時、エルスナー監督はもちろんのこと東欧型のサッカーをブランメルに持ち込んだ。だが、余りのレベルの低さに驚き「ここでは私のサッカーはできない」と洩らし、結果的に敗戦の責任をとり、半年そこそこで辞任してしまった。

その戦術の後継者であるベルデニック氏を、東北ハンドレッドは監督に就任させた。フロントは「東欧型のサッカーがベガルタに合う。今のベガルタのレベルなら東欧型でも対応できる」と判断したのだろうか。疑問が残る監督人事ではある。

現在のベルデニック監督の心境は、ひよつとするとかつてのエルスナー監督と同じかも知れない。今は

エルスナー監督の二の舞にならないことを祈るのみである。

ベガルタのこれまでの足跡を振り返れば、勝つことに汲々としてきた。サポーターが勝利を願うのは当然のことだが、フロントの東北ハンドレッドまでがサポーターと同じレベルでベガルタを見ている。チームにとってこのプレッシャーたるや想像以上の負担になっていることは否めないだろう。

勝っているときはいいが、負けが込むとブーイングの嵐。翌シーズンにはサッカースタイルが簡単に代えられる。事実、ベガルタはブラジル型↓東欧型↓西ドイツ型↓東欧型と転変を繰り返してきた。もちろん、そのたびに監督も代わる。チーム発足して今年で丸10年だが、ベルデニック監督が8代目である。如何にめまぐるしく代わっているかがわかるだろう。

まさに「場当たりの」であり、これではチームカラーがないに等しい。当然、選手はやりきれないだろうし、Jリーグの理念である「地域密着」もできるはずがない。

今のベガルタに「勝利の特効薬」はない。恐らく今シーズンは低迷状

態が続ぎ、下位に甘んじる結果になりそうである。しかし、それでも得られるものが、少なくとも一つはある。「負けた原因を分析し、その弱点を修正していく」ことだ。もちろん、それを行なうには時間がかかるだろう。しかし、それなくては今後の光明は見い出せない。

「負けた結果」よりも「負け方がどうなのか」。来シーズンのベガルタは正念場を迎えることになるが、その前舞台である今シーズン、ベガルタの真価が問われている。（※次号で『東北ハンドレッドの課題』を掲載いたします。）

### 次号04-6月号の主な記事

- ・短期集中連載「浅野知事研究」
  - ・佐々木謙・仙台市副市長インタビュー
  - ・テレビ局を悩ます地上波デジタル放送
  - ・東北ハンドレッドの課題
  - ・果たして自治体合併は成功するのか？
- （その他数本の記事を掲載予定）



名川良隆・東北ハンドレッド社長



# 月刊 パロス

2004年 4月号 通巻第13号

編集・発行／有限会社 燈台舎

編集主幹・ 福田清彦

〒983—0862 宮城県仙台市宮城野区二十人町168—1

ロイヤルマンション二十人町102—1号室

TEL 022—298—8587

FAX 022—298—8589

E mail : toudaisha@toudaisha.com

[http:// www.toudaisha.com](http://www.toudaisha.com)